

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新宮市長 田岡 実千年

市町村名 (市町村コード)	新宮市 (30207)
地域名 (地域内農業集落名)	三佐木地区の一部 (三輪崎一、三輪崎二、佐野、木ノ川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

今回は、三佐木地区の農用地区域内の農地について現状及び課題を議題とし協議の場を開催した。  
新宮市の農業については、農業者の高齢化が進んでおり、若い世代の農業従事者が少なくなっています。後継者不足は、農業の継続性や生産性の低下を招く可能性もある。また、鳥獣による被害も多く、防除対策や捕獲対策が必要である。  
これらの課題に対する対応策としては、若者が農業に取り組みやすい環境を整備するための支援が求められる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要な作物とした農業経営を継続しつつ、農産物の品質向上、新たな振興作物の開発、新規就農者の育成等に取り組み、地域農業の維持・発展に繋げる。  
地域内外からの、新規就農者の受け入れを促進。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今後、補助金を活用し農地の基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業委託が可能な組織があれば活用を考えたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策においては、農家の方々、狩猟従事者の方々と協力し、効果的な対策を考えていく。また、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ⑦水路等の補修作業を計画的に進め、持続的に農業を行えるよう圃場の維持・管理を行う。